



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 オオバ
コード番号 9765
代表者役職名 代表取締役社長
氏 名 大 場 明 憲
問 合 せ 先 取締役総務部長 渡邊丈士
(電話 03-3460-0111)

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「企業理念」及び「オオバグループ役職員行動規範」を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止できるよう内部統制室を設置し、コンプライアンス委員会の機能を十分発揮できるガバナンス体制を整備する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、少なくとも 10 年間は閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体勢

業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、個々のリスクについて管理者を定めることにより、リスク管理体制を構築する。

- ①地震・火災・洪水・事故等の災害により損失を被るリスク
- ②役職員の不適正な業務執行により、事業活動に重大な支障を生じるリスク
- ③基幹システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- ④その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月に一回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に基づく、各々の担当職務に従い執行する。

5. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社全てに適用される行動規範に基づき、グループ会社で諸規程を定める。
- (2) グループの経営管理については、関係会社経営管理基本方針に従い、会社経営の管理を行い、必要に応じて社内規程に基づき内部監査を実施する。

6. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「企業理念」及び「オオバグループ役職員行動規範」を定める。

- (2) コンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、社内普及を図る。
- (3) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、コンプライアンス体制を監視する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び社内規程に違反する事項を発見したときは、遅延なく監査役に報告する。前記に関らず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. その他の監査役の実務的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を図る。
- (2) 監査役職務の遂行にあたっては、内部統制室と緊密な関係を保つ。また、必要に応じて内部統制室に調査を求めることができる。
- (3) 監査役会は、監査意見を作成する際、外部専門家に意見を求めることができる。

以上